

審査会回答第12号  
平成20年11月28日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（回答）

平成20年4月23日付け市第181号による意見照会について、下記のとおり回答します。

## 記

### 1 事案名

意見照会第12号

平成20年3月22日付けで異議申立人から提起された、平成20年3月19日付け市第6325号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

### 2 回答内容

#### (1) 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### (2) 理由

ア 本件処分に係る開示請求（以下「本件請求」という。）における行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「別紙に記載」というものであり、当該行政文書開示請求書に添付された別紙に「千葉県職員が下記理由から鋸南町に平成19年度起債許可できないのに許可する根拠についてわかる一切の書類」と記載され、同別紙に「下記理由」として次のとおり記載されていた。「1. 統合小学校の入札は町内の2業者しか参加させないもので無効である。（耐震偽装である支持杭が岩盤に届いていない違法建築であるものも含む）2. 一般会計は平成13年度以降地方財政法7条違反が続いているが、平成18年度決算は同法7条の遵守の場合、赤字で、黒字としたのは粉飾決算である。3. 国保会計は平成11年度以降地方財政法7条違反が続いているが、平成18年度決算は同法7条の遵守の場合、赤字で、黒字としたのは粉飾決算である。4. 平成16年度までの公債費負担適正化計画は、当初から完了させる予定のない偽装であるのに放置している。5. 平成19年度同町提出の公債費負担適正化計画は、平成19年度起債許可のための方便である。6. 国庫補助事業については、その施設を大臣の承認なしで勝手に指定管理者制度を使っ

て指定管理者に運営させている。(保田漁港、デイサービスセンター) 又、運営させようとしている。(国保病院) 7. 市町村課職員は申請関係書類の内容について審査しようとはせず、単に記入されているか否かだけしか確認しない。」

イ 実施機関は、開示請求書の内容からは本件請求に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年3月14日付け市第6111号で申立人に対し、補正を求めたところ、平成20年3月16日付けで回答書が送付された。

ウ 回答書に記載された内容は「別紙『粉飾決算して勝山小学校を建て替え』(A4×1枚)を補足説明として追加する。」というものであった。

実施機関は、回答書には本件請求に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分を行った。

エ 当審査会で、異議申立人から提出された開示請求書及び回答書を確認したところ、開示請求書の記載内容から、本件請求は、平成19年度の鋸南町の地方債について、鋸南町の事務事業に対する異議申立人の主観に基づく評価を理由として、知事は起債の許可ができないことを前提とした開示請求であると認められる。

また、回答書には、上記ウのとおり、補足説明として「粉飾決算して勝山小学校を建て替え」という文書が添付されているものの、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められなかった。

オ 以上のことから、本件請求の趣旨を満たす行政文書がどのようなものか不明であったという実施機関の説明は首肯できる。したがって、本件処分は妥当である。